

て保険金や共済金が支払われる損害保険契約等による保険料や掛金がある場合に契約者の人にも対象となります。また、保険会社などの保険料支払証明書等が必要です。

### ◆ 障害者控除

本人又はその控除対象配偶者及び扶養親族が、身体障害や精神障害に関する手帳等の交付を受けている場合に対象となります。但し、要介護認定を受けておられる方で身体障害や精神障害に関する手帳の交付を受けておられない場合でも、高年福祉課で障害者控除対象者の認定の申請をしていただき、認定を受けられた方は障害者控除の対象となります。

### ◆ 寡婦（寡夫）控除

#### 寡婦控除

夫と死別や離婚した後再婚をしていない女性で、扶養親族や生計を一にする子で総所得金額等の合計額が38万円以下のものを有する場合に対象となります。そのうち夫と死別した後再婚していない女性は、本人の合計所得金額が500万円以下である場合は、扶養親族や生計を一にする扶養親族である子を有しない場合でも対象となります。また、寡婦のうち扶養親族である子を有し、かつ本人の合計所得金額が500万円以下の場合は特定の寡婦となります。

#### 寡夫控除

妻と死別し、若しくは妻と離婚した後再婚をしていない男性で、生計を一にする子で総所得金額等の合計額が

38万円以下のものを有する場合で、かつ本人の合計所得金額が500万円以下である場合に対象となります。

(注) 寡婦（寡夫）控除では、その扶養親族である子が、他の人の控除対象配偶者又は扶養親族になっている場合は除きます。

### ◆ 配偶者控除

本人の妻又は夫で、その年の12月31日現在で生計を一にし、その年中の合計所得金額が38万円以下（給与所得のみある配偶者は収入が103万円以下）の場合に対象となります。

### ◆ 配偶者特別控除

配偶者控除とは別の控除で、配偶者のその年中の合計所得金額が38万円を超え76万円未満（給与所得のみある配偶者は収入が141万円未満）の場合に対象となります。ただし、控除を受けようとする本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この控除を受けることができません。

### ◆ 扶養控除

その年の12月31日現在で生計を一にする親族などのうち、その年中の合計所得金額が38万円以下である方が控除対象となります。

これらの他に、小規模企業共済等掛金控除、寄附金控除、勤労学生控除、基礎控除などがあります。

●問い合わせ 税務課市民税担当 TEL 672 - 6119

## 税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください！

税務職員を装い、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容を本人に確認することを原則としております。

また、税務署や国税局では

- (1) 還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機（ATM）の操作を求めることはありません
  - (2) 国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません
  - (3) フリーダイヤルの電話を設置しておりません
- のでご注意ください。

ご不審な点があるときは、所轄の税務署まで電話等によりお問い合わせください。

●問い合わせ 和田山税務署 TEL 672 - 3171（代表）

**注意** 税務職員を装った不審な電話・「振り込め詐欺」にご注意ください！

**CAUTION**

**CHECK!** 還付金の受取のためにATMの操作を求めることはありません。

還付金をATMで受け取ります。操作の仕方—

電話によりATMを操作するよう誘導し、現金を振り込ませる詐欺が発生しています！

**CHECK!** 納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。

現金の書状が届いたのですが…

定額書へ振り込んでください！ さもないと…

国税庁・国税不服審判所・国税局・税務署の職員を装い、税金の支払を求める詐欺が発生しています！

ご不審な点があるときは、所轄の税務署までお問い合わせください。  
詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。  
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>  
☎ 国税庁